

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)(先議)要旨

本法律案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、刑法の一部改正

- 1 罰金又は科料の一部を納付した者についての労役場留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数(その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。)とする。
- 2 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除する。
- 3 公務執行妨害及び職務強要の各罪の法定刑を三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金とする。
- 4 業務上過失致死傷等の罪の法定刑を五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金とする。
- 5 窃盗の罪の法定刑を十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とする。

二、 刑事訴訟法の一部改正

略式命令において科することができる罰金の最高額を百万円とする。

三、 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。